

平成19年度の保育料が決まりました

■保育所徴収金（保育料）基準額表（平成19年4月1日適用）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額：円）		
階層区分	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2階層	第1階層および第4階層から第13階層を除く前年度分市町村民税の額の区分が次に該当する世帯	8,100	5,400	5,400
第3階層	市町村民税課税世帯	17,500	14,800	14,800
第4階層	第1階層を除く前年度分所得税課税世帯で、その所得税の額の区分が次に該当する世帯	24,000円未満	24,300	21,800
第5階層		24,000円以上 48,000円未満	27,000	24,300
第6階層		48,000円以上 72,000円未満	30,000	27,000
第7階層		72,000円以上108,000円未満	36,000	28,900
第8階層		108,000円以上144,000円未満	40,000	32,500
第9階層		144,000円以上180,000円未満	44,500	36,170
第10階層		180,000円以上273,000円未満	49,500	36,170
第11階層		273,000円以上366,000円未満	54,900	36,170
第12階層		366,000円以上459,000円未満	61,000	36,170
第13階層		459,000円以上	72,000	36,170

※所得税の額を計算する場合には、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金(取得)等特別控除等)は適用しません。

- 1 世帯の階層区分の認定は、児童と同一世帯で生計を一にされている父母と父母以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の課税額の合計額により行います。
- 2 第2階層から第13階層までの世帯で同一世帯から2人以上の児童が保育所や幼稚園(認定こども園を含む)に入所されている場合、最も年齢の高い児童(年齢が同じ児童が2人以上の場合はそのうちの1人)以外の徴収金は次のとおりです。
 - 2番目に年齢の高い児童(年齢が同じ児童が2人以上の場合はそのうちの1人)は、この表に定める額の2分の1
 - その他の児童は、この表に定める額の10分の1
 ※上記の金額に10円未満の端数が生じた場合は、この端数を切り捨てます。
- 3 児童が次の世帯に属する場合で、右表の階層に認定された場合は、上記表の規定にかかわらず、それぞれ右表の徴収金基準額となります。
 - (1)母子世帯など 母子および寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で、児童を扶

- 養されている世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2)在宅障害児(者)のある世帯 次の児童(者)のある世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けられた方
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けられた方
 - ウ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金などの受給者
 - (3)その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額表(月額:円)	
	3歳児未満	3歳児以上
第2階層	0	0
第3階層	11,100	9,300

交通安全

交通事故の防止に努めましょ

■高齢者の事故が多発!

篠山市内では、昨年の十一月月から交通死亡事故が毎月発生しており、高齢者の方が四人亡くなられました。亡くなられた方が、交通事故に遭われた状況は、歩行中、自転車や自動車などの運転中とさまざまです。これ以上、悲しい思いをされる方を増やさないためにも、道路などでの行動をもう一度考え直していただくことが大切です。高齢者の皆さんは、特に次の点に気を付けてください。

- 外出時は明るい色の服装、早朝や夕方以降は反射材を着用してください(運転手から発見されやすいことが重要です)
- 自分が運転手から見えているか意識してください(夜間、運転手は歩行者に気が付きにくいものです)
- 交差点ではしっかり安全確認をしてください(自転車でも標識に従い、必ず一時停止してください)
- 運転中は考え事をせず、運転に集中してください(考え事や脇見は、追突事故や標識・信号の見落としにつながります)

■反射材の効果

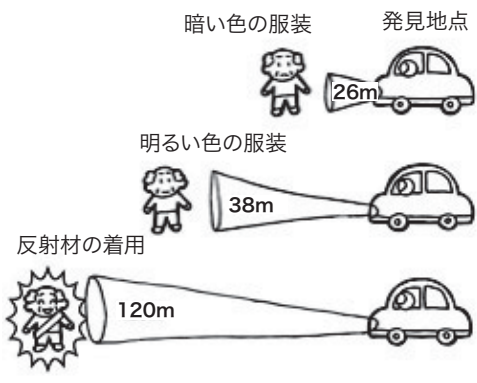
平成18年の高齢者(65歳以上)の交通事故発生状況

地域	件数	死者	傷者	うち高齢者		
				件数	比率	比率
兵庫県	41,277	256	50,891	8,563	20.7%	104
						40.6%
篠山市	285	3	384	73	25.6%	2
						66.7%

※市内で高齢者の関係する交通事故の比率は、すべて兵庫県の平均を上回っています。

あります。ぜひ、以上のことを実践して、交通事故に遭わないよう気を付けてください。

明るい色の服装と反射材の効果



の反射材に加え、より目立つようになり反射材を追加して付けるとよいでしょう。自動車を運転される場合も、早めのライト点灯を心掛けたり、暗い道路ではライトの向き(上向き、下向き)を上手に使い分けたりして、自転車や歩行者の早期の発見に努めてください。



■飲酒運転の根絶

昨年八月、福岡県では飲酒運転が原因で幼い子ども三人が死亡する悲惨な交通事故が発生しました。以来、社会の飲酒運転への目も厳しくなり、ドライバーの意識改革も進んできていますが、いまだに市内では飲酒運転が後を絶ちません。最近でも飲酒運転による交通事故で逮捕された事案も複数、発生しています。

飲酒運転で交通事故を起こすと自分だけでなく、事故の相手や家族、職場などさまざまな方面に影響を及ぼします。起こしてから悔やむよりも、ドライバーとしての責任を自覚し、飲酒運転は絶対にしないようにしてください。

皆さん交通安全意識のもちょうで、防げる交通事故もたくさん

4月から入院時の支払額(高額療養費)が変わります

平成十九年四月から医療保険制度が改正され、高額療養費の支払い方法(入院時の支払額など)が次のとおり変わります。

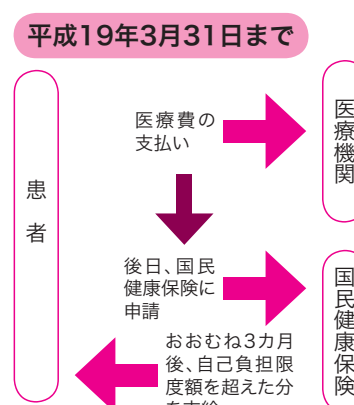
70歳未満の方

事前に国民健康保険の窓口で申請し、限度額適用認定証の交付を受けます。この認定証を医療機関に提示することで、入院時の支払いは自己負担限度額までとなり、医療機関で高額な医療費を支払う必要がなくなります。ただし、納期到来分の国民健康保険税をすべて納入されていることが条件です。

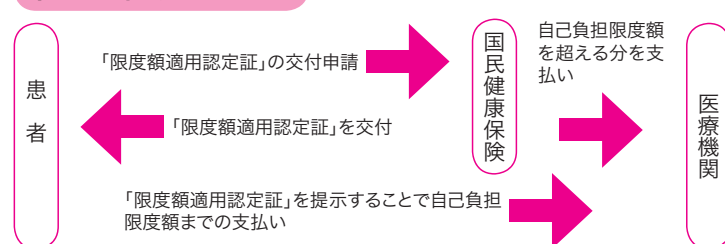
70歳以上の方

「高齢受給者証」を医療機関に提示することで、入院時の支払いは自己負担限度額までとなります。これから70歳の誕生日を迎えられ

る方は、誕生月の下旬に「高齢受給者証」を送付します。また、市民税非課税世帯の方は、事前に国民健康保険の窓口で申請し、「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受けます。この認定証を「高齢受給者証」と併せて、医療機関に提示することで、入院時の支払いは自己負担限度額までとなります。



平成19年4月1日から



※外来や複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、これまでどおり、後から申請して支給を受けることになります。

■高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の方) (月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯	150,000円(医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	83,400円

※4回目以降とは、過去12カ月間に一つの世帯での支給が4回以上あった場合。

■高額療養費の自己負担限度額(70歳以上の方) (月額)

所得区分	通院(個人単位)	自己負担限度額外来+入院(世帯単位)	
		一般	低所得者
一般		12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※1	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ※2		15,000円
一定以上所得者(課税所得が145万円以上)の方		44,400円	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)4回目以降は44,400円

※1 同一世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税の方。
 ※2 低所得Ⅱの場合で、基礎控除後の所得が0円となる方。

従業員300人以下の事業主の皆さんへ

問い合わせ 子ども未来課 (☎552・1115)

「一般事業主行動計画」を策定しましょう!

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備す

ることなどが定められた法律です。この法律の中には、労働者が仕事と子育てを両立させることができるよ

う雇用環境を整備することなども定められており、三百人以下の労働者を雇用する事業主の皆さんは、次世



代育成支援対策を行うための「一般事業主行動計画」策定に努めることとなっております。この計画を策定された場合は、兵庫労働局へ届け出してください。また、この計画には、次世代育成支援を行うための次の三点が含まれる必要があります。

- 計画期間
- 目標

○目標を達成するための施策とその実施時期

■次世代育成支援対策に取り組むメリット

- 事業所イメージの上昇
- 従業員モラル(士気)の上昇による生産性の向上
- 育児などの理由で退職する労働者の減少による、優秀な人材の定着

■次世代育成支援対策推進法に基づく認定

「一般事業主行動計画」を策定し、兵庫労働局に届け出した事業所が、その計画に定めた目標を達成した場合は、兵庫労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業所は、次世代認定マーク(右記)を広告や商品などに貼ることができます。

■問い合わせ
 兵庫労働局雇用均等室
 ☎078・367・0820

行政改革

問い合わせ 総務課 (☎552・1111)

4月から口座振替後の領収書の発行を廃止します

これまで市県民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などを口座振替(自動払い込み)で納付いただいた方に、領収書(口座振替済通知書)を送付していましたが、平成十九年四月の口座振替分から、この領収書の発行を廃止します。四月以降の口座振替結果は、預貯金通帳の記入でご確認ください。

ただし、軽自動車税は車検時に納税証明が必要なことから、口座振替後に納税証明書を送付します。また、国民健康保険税で確定申告用の納税証明書が必要な方は、「国民健康保険税確認書」を交付しますので、国保年金課に申請してください。その他にも領収書(口座振替済通知書)が必要な場合は、下表の担当課にお問い合わせください。

■項目別の担当課

項目	担当課(問い合わせ)
市県民税	税務課 ☎552-5306
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険税	国保年金課 ☎552-7103
保育所(保育料・バス料)※	子ども未来課 ☎552-1115
放課後児童対策事業個人負担金	
老人保護措置費※	長寿福祉課 ☎552-5346
市営住宅(家賃・駐車料)※	都市計画課 ☎552-4585
市営篠山口駅西自転車駐車場	
幼稚園(保育料・バス料)※	学校教育課 ☎552-5653
下水道事業受益者負担金	下水道課 ☎552-5062
水稻共済掛金・賦課金	農政課 ☎552-6580
畑作物共済掛金・賦課金	
家畜共済掛金・賦課金	
果樹共済掛金・賦課金	
園芸施設共済掛金・賦課金	農政課 ☎552-6580
建物共済掛金	
ごみ処理手数料	清掃センター ☎596-0844
し尿処理手数料	あさぎり苑 ☎552-0410

※保育所(保育料・バス料)や老人保護措置費、市営住宅(家賃・駐車料)、幼稚園(保育料・バス料)は、平成19年1月分から既に領収書(口座振替済通知書)の発行を廃止しています。

健診へ行こう!

～平成19年度総合健診のご案内～

健診は自覚症状のない病気を早期に発見し、自分の健康状態を知り、生活の悪習慣を改善するための指標となります。定期的に健診を受け、自分の健康は自分で管理する習慣を付けましょう。人間ドックや、職場検診などを受ける機会のない方はぜひ、ご利用ください。



○平成18年度に総合健診を受診された方

受診者には、希望の有無にかかわらず、「総合健診受診票」を6月末ごろに個人あてに通知します。継続受診をお勧めします。

○平成18年度に総合健診を受診されなかった方

平成19年度の総合健診の受診を希望される方は、5月11日までに健康課に電話でお申し込みください。

日程・会場(受付時間=8:30~12:00)

実施月日	会場
7月	
2日(月)	今田体育館
3日(火)	今田体育館
5日(木)	古市コミュニティセンター
6日(金)	みたけ会館
10日(火)	高城会館
11日(水)	篠山市民センター
12日(木)	篠山市民センター
13日(金)	篠山市民センター
19日(木)	岡野文化会館
23日(月)	西紀老人福祉センター
24日(火)	西紀老人福祉センター
26日(木)	丹南健康福祉センター
27日(金)	丹南健康福祉センター
28日(土)	丹南健康福祉センター
31日(火)	城南小学校
8月	
1日(水)	大山小学校
2日(木)	しゃくなげ会館

実施月日	会場
3日(金)	大芋公民館
7日(火)	福住公民館
8日(水)	ハートピアセンター
9日(木)	B&G海洋センター体育館
10日(金)	後川文化センター
平成20年1月	
18日(金)	丹南健康福祉センター

◎健診内容と受診料

- 基本健診 1,300円
- 肝炎ウイルス検診 800円
- 肺がん検診 500円
- 喀痰検査(必要な方のみ) 800円
- 胃がん検診 1,200円
- 大腸がん検診 500円
- 前立腺がん検診 1,200円
- 介護予防健診 無料

※篠山市民健康保険の加入者または70歳以上の方については無料です。なお、健康保険証は必ずお持ちください。

健康ナビ

※成人健診・休日診療などについては、カレンダーに掲載の保健行事をご覧ください。

問い合わせ

健康課 ☎594・1117

篠山市発...

酒井市政のもと金野助役が就任



このたび、前瀬戸市長のもと市政の基盤を築いてきた稲川敏之助役が3月7日付で退任となりました。これに伴い、3月9日に開かれた第54回篠山市民議会定例会での同意を受け、金野幸雄助役が3月16日付で就任しました。

金野幸雄助役プロフィール

1955年徳島県生まれ。東京大学農学部、同工学部を卒業。1982年4月から兵庫県職員として勤務(2001年度から2003年度まで丹波県民局まちづくり課に勤務)。

■問い合わせ 秘書広報課 ☎552-5109

光 CATV自主制作番組 4月の放送日と内容 11チャンネル

文字放送: 9:50、13:50、20:50からそれぞれ10分間
映像放送: 10:00、14:00、21:00からそれぞれ30分間

●新旧交代! 瀬戸市長退任と酒井市長登庁

内容=1月15日に勇退された瀬戸市長の最後のあいさつやお別れ会の様子と、2月26日に初登庁された酒井市長の抱負と今後の動向を放送
放送日=1、2、3、4、5、6、7、8日

●城南地区ふれあい通学合宿 ~兄弟のように、家族のように~ ほか1作品

内容=2006年10月26日からの3日間、小学校3年生から高校生までの子どもたちが、学校へ通いながらおこなった共同生活の様子
放送日=9、10、11、12、13、14、15、16日

●ミュージックグランプリ・フェスティバル

内容=2006年12月9日、全国のコンクールで入賞した県内の音楽家や団体が一同に集い、素晴らしい演奏を披露した様子を4回に分けて放送
放送日=第1部 17、18、19、20、21、22、23日
第2部 24、25、26、27、28、29、30日

介護講座・介護者のつとめ

「なごみ」を行います

■問い合わせ 地域包括支援センター ☎554-2511

介護に役立つ知識や技術を一緒に学んで、「無理をしない」介護をめざしましょう。専門家も参加しますので、お悩みごとがありましたらお気軽にご相談ください。

■とき(基準日)・ところ

- 偶数月 10日=西紀老人福祉センター /20日=丹南健康福祉センター /30日=今田支援センター
- 奇数月 10日=篠山市民センター /20日=保健センター /30日=城東公民館

※いずれも13時30分~15時30分。該当する日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前日が前々日の平日。

■対象 現在介護をされている方、介護や介護予防に関心のある方

■内容

- 介護講座「らく楽介護教室」 4月・5月=移動について/6月・7月=排せつについて/8月・9月=清潔と衣類の交換/10月・11月=食事関連用具と食べやすい食事/12月・1月=自宅でできる認知症予防
- ※内容は2カ月ごとに変更します。
- 介護者交流会(3月開催予定) 講演会「笑って!元気に!」

■その他 参加費は無料で、予約も不要。毎月の日程は市広報紙・くらしの情報カレンダーをご覧ください。

篠山の城下町が「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれました

■問い合わせ 地域文化課 ☎552-5792

古都保存法施行40周年を記念して行われた「美しい日本の歴史的風土100選」(同選定委員会主催)に、篠山市の城下町の街並みが選ばれました。この100選は、歴史的・文化的資産が周囲の自然環境と一体となって、次世代に伝えるべき歴史的風土を形成している都市を選定するもの。全国の自治体などから推薦された698件の中から選ばれ、篠山市は「篠山城跡を核とし、武家町や町人町、寺院などの地割が旧態を保持し、当時の城下町の形態を今に伝えている」と評価されました。

